

介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

【訪問看護・介護予防訪問看護】

これらの要件は、令和4年10月1日現在のものです。今後、厚生労働省からの通知等があった場合は、要件の内容を見直す場合がありますのであらかじめご了承ください。

※1 届出が毎月15日以前になされた場合は翌月から算定が可能です。(消印有効)

16日以降になされた場合は翌々月からの算定になります。

ただし、緊急時訪問看護加算については、届出を受理した日から算定します。

※2 加算を取り下げの場合は速やかに広域福祉課に届け出てください。

1 加算

項 目	必 要 書 類
緊急時訪問看護加算 (訪問看護・介護予防訪問看護)	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④緊急時(介護予防)訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書(別紙8) ⑤勤務体制・勤務形態一覧表(算定日から4週間分・従業者全員分で作成) (勤務形態一覧表に各日の緊急時連絡担当職員が分かるよう○印を付してください) ⑥資格者証(写)(未提出分)
特別管理体制 (訪問看護・介護予防訪問看護)	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④緊急時訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書(別紙8)
ターミナルケア体制 (訪問看護)	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④緊急時訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書(別紙8) ⑤勤務体制・勤務形態一覧表(算定日から4週間分・従業者全員分で作成)
看護体制強化加算(I)(II) (訪問看護・介護予防訪問看護)	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④看護体制強化加算に係る届出書(別紙8-2)
サービス提供体制強化加算 (訪問看護・介護予防訪問看護)	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙12-2) ⑤誓約書(加算用)
定期巡回・随時対応サービス連携 (訪問看護)	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④訪問看護事業所における定期巡回・随時対応型訪問介護看護連携に係る届出書(別紙14) ⑤連携の内容がわかる書類(写)(契約書・協定書など)

2. 算定要件

基準	解釈通知
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について （平成12年3月1日老企第36号）
指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について （平成18年3月17日老計発 0317001 老振発 0317001 老振発 0317001）